

アートプラザ 貸室使用料早見表

NO. 2

令和元年10月1日作成

アートホール (1時間単位の貸出 税込)

使用時間	使用料(円)	冷暖房料(円)	合計(円)
1	1,200	480	1,680
2	2,400	960	3,360
3	3,600	1,440	5,040
4	4,800	1,920	6,720
5	6,000	2,400	8,400
6	7,200	2,880	10,080
7	8,400	3,360	11,760
8	9,600	3,840	13,440
9	10,800	4,320	15,120
10	12,000	4,800	16,800
11	13,200	5,280	18,480
12	14,400	5,760	20,160
13	15,600	6,240	21,840

研修室 (1時間単位の貸出 税込)

使用時間	使用料(円)	冷暖房料(円)	合計(円)
1	720	280	1,000
2	1,440	570	2,010
3	2,160	860	3,020
4	2,880	1,150	4,030
5	3,600	1,440	5,040
6	4,320	1,720	6,040
7	5,040	2,010	7,050
8	5,760	2,300	8,060
9	6,480	2,590	9,070
10	7,200	2,880	10,080
11	7,920	3,160	11,080
12	8,640	3,450	12,090
13	9,360	3,740	13,100

実技室 (1時間単位の貸出 税込)

使用時間	使用料(円)	冷暖房料(円)	合計(円)
1	220	80	300
2	440	170	610
3	660	260	920
4	880	350	1,230
5	1,100	440	1,540
6	1,320	520	1,840
7	1,540	610	2,150
8	1,760	700	2,460
9	1,980	790	2,770
10	2,200	880	3,080
11	2,420	960	3,380
12	2,640	1,050	3,690
13	2,860	1,140	4,000

≪使用料算定根拠≫

○アートプラザ条例第3条(別表)

(注1) 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

(注2) 冷暖房期間中は算出した使用料の4割に相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。

※ 4月、5月、10月、11月は冷暖房費が付かない月です。(使用料のみ)

(1) アートプラザ使用許可申請書(様式第1号)は、使用する日の6ヶ月前から受付ける。ただし文化芸術活動での使用に限る。

※芸術文化活動以外の使用では、使用する日の3ヶ月前から受付ける。

(2) アートプラザ使用許可申請書によるその使用を許可したときは、アートプラザ使用許可書(様式第3号)を申請のあった日から10日以内当該申請者

(3) 連続して使用できる期間は、市民ギャラリー、アートホールは15日、研修室、実技室は3日とする。

(4) 芸術文化活動の利用で5日以上連続して使用する際は、使用する日の1年前から受付ける。